



# 鳥取県公報

平成17年 1月18日(火)  
号外第 6号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

人委規則	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(1)(給与課)..... 1
------	--

## 人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 1月18日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第 1号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号に改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前		
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第 1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 ~ 11 略</td> </tr> </table>	1 ~ 11 略	<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第 1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第 2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>1 ~ 11 略</td> </tr> </table>	1 ~ 11 略
1 ~ 11 略			
1 ~ 11 略			

12 妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
12の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
12の3 略	
13~19 略	

(無給休暇の請求)

第22条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 略

(休暇の承認の決定等)

第24条 第21条第2項、第22条第1項又は前条の請求があつた場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、第22条第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうち当該請求があつた日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 略

12 妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間
12の2 略	
13~19 略	

(無給休暇の請求)

第22条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに休暇簿に記入して任命権者に請求しなければならない。

2 略

(休暇の承認の決定等)

第24条 第21条第2項、第22条第1項又は前条の請求があつた場合においては、任命権者は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。

2 略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号に改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」と

いう。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1～11 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">12 妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産の場合</td> <td style="width: 50%;">3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">12の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき</td> <td style="border: 2px solid black;">当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">12の3 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">13～34 略</td> </tr> </table>	1～11 略		12 妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	12の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	12の3 略		13～34 略		<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">1～11 略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">12 妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産の場合</td> <td style="width: 50%;">3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">12の2 略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">13～34 略</td> </tr> </table>	1～11 略		12 妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間	12の2 略		13～34 略	
1～11 略																			
12 妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。)の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間																		
12の2 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又はその子以外の子であつて小学校就学の始期に達するまでのもの(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内において5日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間																		
12の3 略																			
13～34 略																			
1～11 略																			
12 妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産の場合	3日を超えない範囲内でその都度必要と認める期間																		
12の2 略																			
13～34 略																			
<p>(無給休暇の請求)</p> <p>第21条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して市町村教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(無給休暇の請求)</p> <p>第21条 介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに休暇簿に記入して市町村教育委員会に請求しなければならない。</p> <p>2 略</p>																		
<p>(休暇の承認の決定等)</p> <p>第23条 第20条第2項、第21条第1項又は前条の請求があつた場合においては、市町村教育委員会は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、第21条第1項の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して1週間を経過する日(以下この項において「1週間経過日」という。)後の期間が含まれているときにおける当該期間については、1週間経過日までに承認するかどうか</p>	<p>(休暇の承認の決定等)</p> <p>第23条 第20条第2項、第21条第1項又は前条の請求があつた場合においては、市町村教育委員会は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定を通知するものとする。</p>																		

かを決定することができる。

2 略

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。